

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> <u>令和6年2月1日 一部改正</u> <u>令和6年6月25日 一部改正</u> <u>令和7年2月27日 一部改正</u> <u>令和7年10月 日 一部改正</u> 財務省	<u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> <u>令和6年2月1日 一部改正</u> <u>令和6年6月25日 一部改正</u> <u>令和7年2月27日 一部改正</u> 財務省
第1～第4 [略]	第1～第4 [同 左]
第5 個票データ等の利用申出手続 1～5 [略] 6 申出書の記載事項及び添付書類 代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。 (1) 個票データ等の利用に関する申出書 ①～⑥ [略] <u>⑦ 公募枠</u>	第5 個票データ等の利用申出手続 1～5 [同 左] 6 申出書の記載事項及び添付書類 代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。 (1) 個票データ等の利用に関する申出書 ①～⑥ [略] <u>[新 設]</u>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
⑧ 個票データ等の利用目的 ⑨ 公募している研究テーマ ⑩ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等） ⑪ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性 ⑫ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容 ⑬ 個票データ等の利用期間 ⑭ その他必要な事項 (2) [略] 第6～第13 [略] 別紙 [略]	⑦ 個票データ等の利用目的 ⑧ 公募している研究テーマ ⑨ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等） ⑩ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性 ⑪ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容 ⑫ 個票データ等の利用期間 ⑬ その他必要な事項 (2) [略] 第6～13 [同 左] 別紙 [同 左]